

金沢市グリーン購入対象品目判断基準

金沢市グリーン購入対象品目の判断基準（環境物品等であるための基準）及び品目毎の配慮事項（調達にあたって更に配慮することが望ましい事項）は、グリーン購入法第6条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」のとおりとし、金沢市で独自に定めるグリーン購入対象品目については、次のとおりとする。

金沢市で独自に定めるグリーン購入対象品目の判断の基準等

野菜	【判断の基準】 ○金沢市内で栽培された野菜であること。
米	【判断の基準】 ○金沢市内で栽培された米であること。
カラス等防止ネット	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。

※目標の立て方

当該年度の購入総量（kg）又は購入数量に占める基準を満たす物品の重量（kg）又は数量の割合とする。